自賠責保険保険料及び責任準備金算出方法書の一部変更について

平成 1 4 年 1 月

自動車損害賠償責任保険保険料及び責任準備金算出方法書の一部変更

(1)変更理由

政府再保険制度廃止に伴う改正を行うとともに、表現の明確化等を図るための修正を行う。

(2)変更内容

政府再保険制度廃止に伴う改正

調整準備金の算出について、自動車損害賠償責任再保険特別会計から収入する金額を加算する規定を削除する。

表現の明確化等を目的とする修正

- (イ)自動車保険料率算定会が届け出る料率について「保険料率」という用語が用いられているのを「基準料率」と修正し、法律の用語との整合を 図る。
- (ロ)算出方法書における受再保険について、自動車損害賠償保障法第 28 条の 4 に規定する共同プール事務による保険料及び保険金等の配分等をいうことを明確化する。

自動車損害賠償責任保険保険料及び責任準備金算出方法書 改定案

現 行	改定案	備 考
第1章 保険料算出の基礎	第1章 保険料算出の基礎	
1.予定損害率 自動車保険料率算定会(以下「算定会」という。) が主務官庁に届け出た <u>保険料率</u> にかかる予定損害 率による。	1 . 予定損害率 自動車保険料率算定会(以下「算定会」という。) が主務官庁に届け出た <u>基準料率</u> にかかる予定損害 率による。	算定会が届け出る料率が基準料率になったことに伴い適正化をはかる。
2 . 予定事業費率 算定会が主務官庁に届け出た <u>保険料率</u> にかかる予 定事業費率による。	2 . 予定事業費率 算定会が主務官庁に届け出た <u>基準料率</u> にかかる予 定事業費率による。	
3 . 保険料の計算 算定会が主務官庁に届け出た <u>保険料率</u> による。	3.保険料の計算 算定会が主務官庁に届け出た <u>基準料率</u> による。	
第2章 責任準備金算出の基礎	第2章 責任準備金算出の基礎	
総則の規定にかかわらず、各事業年度において積 み立てる自動車損害賠償責任保険の責任準備金 は、1の義務積立金、2の調整準備金、3の運用 益積立金及び4の付加率積立金を合計した金額を 積み立てるものとする。	総則の規定にかかわらず、各事業年度において積み立てる自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、1の義務積立金、2の調整準備金、3の運用益積立金及び4の付加率積立金を合計した金額を積み立てるものとする。	
1.義務積立金 当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次の方法により算出した収支残高の合計額(第5年度の収支残高を除く。)を義務積立金として積み立てるものとする。	1.義務積立金 当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次 の方法により算出した収支残高の合計額(第5年 度の収支残高を除く。)を義務積立金として積み立 てるものとする。	

- (1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を 契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準 (初年度)として、順次、年度が経過するごとに 第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分 にしたがい計算する。
- (2)初年度においては、当該年度に収入した純保 険料(受再保険により得た保険料から受再保険の ために支払った保険金以外の金額を控除した金 額。以下同じ。)に長期契約予定利息を加えた金額 から、当該事業年度において当該保険契約のため に支払った保険金(受再保険により支払った保険 金から受再保険により得た保険金戻入れ額を控除 した金額。以下同じ。)とその契約のために積み立 てるべき支払備金(受再保険により支払うべき金 額から受再保険により戻入れすべき保険金戻入れ 額を控除した金額。以下同じ。)とを控除した収支 残高。
- (3)第2年度以降においては、それぞれの契約年 度ごとに区分し、前事業年度より繰越した義務積 立金及び支払備金にそれぞれの契約年度にかかる 収入した純保険料を加算し、当該事業年度におい て当該保険契約のために支払った保険金と、その 契約のために積み立てるべき支払備金とを控除し た収支残高。
- (4)なお、第5年度を経過して保険金の支出及び 支払備金等が発生したときは、当該契約年度にか かわりなく、第5年度の収支とみなして計算する。
- 2.調整準備金

- (1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を 契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準 (初年度)として、順次、年度が経過するごとに 第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分 にしたがい計算する。
- (2)初年度においては、当該年度に収入した純保 険料(受再保険(自動車損害賠償保障法第28条 | 算方書における受再保険について定義付けを の4に規定する共同プール事務による保険料およ │ 行い、明確化を図る。 び保険金等の配分をいう。以下同じ。)により得た 保険料から受再保険のために支払った保険金以外 の金額を控除した金額。以下同じ。)に長期契約予 定利息を加えた金額から、当該事業年度において 当該保険契約のために支払った保険金(受再保険 により支払った保険金から受再保険により得た保 険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。)とその 契約のために積み立てるべき支払備金(受再保険 により支払うべき金額から受再保険により戻入れ すべき保険金戻入れ額を控除した金額。以下同 じ。)とを控除した収支残高。
- (3)第2年度以降においては、それぞれの契約年 度ごとに区分し、前事業年度より繰越した義務積 立金及び支払備金にそれぞれの契約年度にかかる 収入した純保険料を加算し、当該事業年度におい て当該保険契約のために支払った保険金と、その 契約のために積み立てるべき支払備金とを控除し た収支残高。
- (4)なお、第5年度を経過して保険金の支出及び 支払備金等が発生したときは、当該契約年度にか かわりなく、第5年度の収支とみなして計算する。
- 2.調整準備金

調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始 の日より5年を経過した契約年度分(第5年度分) について、契約年度の属する事業年度の開始の日 より5年を経過する事業年度末において、次の方 法により計算して整理するものとする。

- (1)第5年度分について前記1の(3)及び(4) に規定する方法により計算した収支残高に、本保 険の収支改善のために、主務官庁の承認を得て取 り崩す運用益積立金の金額<u>と自動車損害賠償責任</u> 再保険特別会計から収入する金額との合計額を加 算した収支残高を算出する。
- (2) 収支残高が黒字の場合は、当該金額を調整準 備金に繰り入れる。
- (3) 収支残高が赤字の場合は、赤字相当額を既に 積み立てた調整準備金から取り崩す。

なお、取り崩すべき調整準備金がない場合には、 当該取り崩すことができない赤字金額を、調整準 備金に赤字で繰り入れる。

- (4)法人税等の税率の変更があった場合には、当 該変更に係る調整額を調整準備金に繰り入れ又は 調整準備金から取り崩すものとする。
- (5)調整準備金は、(3)(4)及び本保険にかかる損失の補てんにあてる場合のほか取り崩さないものとする。
- 3. 運用益積立金
- (1) 当該事業年度における運用益は、別に定める方法によって算出された額とする。
- (2)算出額が黒字の場合は、当該金額を運用益積

調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始 の日より5年を経過した契約年度分(第5年度分) について、契約年度の属する事業年度の開始の日 より5年を経過する事業年度末において、次の方 法により計算して整理するものとする。

- (1)第5年度分について前記1の(3)及び(4) に規定する方法により計算した収支残高に、本保 険の収支改善のために、主務官庁の承認を得て取 り崩す運用益積立金の金額を加算した収支残高を 算出する。
- (2)収支残高が黒字の場合は、当該金額を調整準 備金に繰り入れる。
- (3) 収支残高が赤字の場合は、赤字相当額を既に 積み立てた調整準備金から取り崩す。

なお、取り崩すべき調整準備金がない場合には、 当該取り崩すことができない赤字金額を、調整準 備金に赤字で繰り入れる。

- (4)法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を調整準備金に繰り入れ又は調整準備金から取り崩すものとする。
- (5)調整準備金は、(3)(4)及び本保険にかかる損失の補てんにあてる場合のほか取り崩さないものとする。
- 3. 運用益積立金
- (1) 当該事業年度における運用益は、別に定める方法によって算出された額とする。
- (2)算出額が黒字の場合は、当該金額を運用益積 立金として累積的に積み立てる。

規定をおく必要がないことおよび保険料充当 交付金との関係を整理する必要があることか ら削除する。 立金として累積的に積み立てる。

(3)算出額が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた運用益積立金から取り崩す。

なお、取り崩すべき運用益積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を運用 益積立金に赤字で繰り入れる。

- (4)法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を運用益積立金に繰り入れ又は運用益積立金から取り崩すものとする。
- (5)運用益積立金は、(3)(4)及び主務官庁の 承認を得た場合のほか、取り崩さないものとする。

4. 付加率積立金

(1)各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、別に定める方法により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。

なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を付加率積立金に赤字で繰り入れる。

- (2)法人税等の税率の変更があった場合には、当 該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又 は付加率積立金から取り崩すものとする。
- (3)付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認を得て、調整準備金残高から補てんすることができるものとする。 以上

(3)算出額が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた運用益積立金から取り崩す。

なお、取り崩すべき運用益積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を運用 益積立金に赤字で繰り入れる。

- (4)法人税等の税率の変更があった場合には、当 該変更に係る調整額を運用益積立金に繰り入れ又 は運用益積立金から取り崩すものとする。
- (5)運用益積立金は、(3)(4)及び主務官庁の承認を得た場合のほか、取り崩さないものとする。

4. 付加率積立金

(1)各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、別に定める方法により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。

なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合に は、当該取り崩すことができない赤字金額を付加 率積立金に赤字で繰り入れる。

- (2)法人税等の税率の変更があった場合には、当 該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又 は付加率積立金から取り崩すものとする。
- (3)付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認 を得て、調整準備金残高から補てんすることがで きるものとする。 以 上